



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

号外第9号 令和8年2月2日発行

目次

【告示】

番号

表

題

担当課名

6 2

皆伐面積の限度を公表する件

森林土木・保全課

徳島県告示第六十二号

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により公表する。

令和八年二月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

単位区域名	皆伐面積の限度（ヘクタール）	
	水源涵養保安林	土砂流出防備保安林
祖谷川	七〇・六七九	五〇・五二
吉野川中流	四九〇・六三	九八・九七
貞光川	一五九・三八	二五・七二
穴吹川	二二三・七六	六八・三一
美馬北岸	一二四・九四	六一・〇四
板野	二八七・二二	二〇六・四〇
鮎喰川	一五四・四九	四八・七〇
勝浦川	三八九・九二	一二・五四
那賀	一、六五三・八四	一二一・七〇
那賀川下流	四四・〇八	六・四二
日和佐川	一五一・七〇	九・一八
海部川	六五一・四三	五三・九一
計	五、〇二八・一八	七六三・四二

備考 単位区域については、次の図に示すとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その関係図面を徳島県農林水産部森林土木・保全課並びに徳

島県東部農林水産局及び徳島県総合県民局に備え置いて縦覧に供する。
(